

令和３年度法科大学院連携協議会議事要旨（13：30～14：40）

2022年3月18日作成

I 令和３年度の開催について

令和３年度法科大学院連携協議会が、令和４年３月７日（月）13時30分より、オンライン形式で開催された。

II 出席者

城下裕二法科大学院長（１号委員）、曾野裕夫法科大学院教務委員長（２号委員）、小野寺優剛弁護士（３号委員）、縄野歩弁護士（３号委員）、齊藤佑揮弁護士（４号委員）

III 協議事項・報告事項

協議事項

1. 令和３年度の入学者の状況について
2. 令和３年度の司法試験合格者の状況について
3. 法曹プログラム修了予定者による特別選抜について
4. 司法試験の在学中受験について
5. 未修者教育について
6. 修了生支援について
7. その他

報告事項

1. 法科大学院認証評価について
2. その他

IV 協議及び報告

冒頭で法科大学院長より、協議事項１～６の概要について説明を行い、その後、協議に移った。なお、各事項には相互に関連する側面もあるため、特に項目を分けることはせずに、重要と思われる点について順次協議・報告することとした。各委員からは、主に、以下の意見が出された。

○優秀な法学部卒業生の本州流出は残念。法曹養成プログラム修了予定者に対する特別選抜が、そうした流出を抑制する方向で機能することを期待したい。

○令和３年度司法試験における本学既修者の修了１年目の合格率が高かった要因について、さらに分析し、今後に生かす必要がある。

○在学中受験については、法科大学院の理念は、質及び量ともに十分な教育を行う事であり、在学中受験するか否かにかかわらずこの理念に基づいた教育を行うべきである。

○弁護士・修了生によるアカデミック・アドバイザーあるいはチューター等としての日常

的学修支援については、その前提として学生のニーズ調査が必要のように思われる。近年は、授業に対する質問が少なく、学生の意欲を感じる機会が少ない。オフィスアワーを設ける事も対策になると思うが、先ずは、学生がどのような教育を求めているかを把握するべきである。また、これらの支援者の関与ないし勤務形態（例えば「非常勤講師」）についても明確にしておく必要がある。

（以上）